

【令和 6 年度税制改正に関する意見要望】

(一社) 岡山県法人会連合会

I 基本的な課題

本年 5 月に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが 5 類に移行し、コロナ前の日常が戻りつつあり、経済活動にも明るい兆しが見えてきた。

しかし、原材料価格の高騰、ロシアによるウクライナ侵攻、円安等による物価高騰は経済社会に大きな影響を及ぼし、3 年以上にわたるコロナ禍により体力を削がれた多くの中小企業は大変厳しい状況が続いている。

中小企業は我が国企業の大半を占め、地域経済の活性化と雇用の確保などに大きく貢献しており、いわば経済社会の土台ともいえる存在である。昨今の経済情勢が続くと、経済社会にとっても取り返しのつかない事態に陥ると懸念する。

わが国の財政をみると「中福祉・低負担」という給付と負担の不均衡を主な要因とし先進諸国の中で突出して悪化していた。そこに膨大な新型コロナウイルス感染症対策費が加わり、財政赤字は大幅に拡大した。

また、わが国の人口動態をみると、令和 4 年の出生数は統計開始以降初めて 80 万人を下回り、コロナ禍の影響も考えられるものの、想定を超えて急速に少子化が進んでいる。このことは、岸田総理の「危機的な状況と認識している。」とのコメントにも表れている。

併せて、団塊の世代が後期高齢者に仲間入りし医療と介護の給付費の急増が見込まれる「2025 年問題」の到来も近づいている。

これらのことから、税財政改革により持続可能な社会保障制度等の構築と財政健全化の両立が求められる。

そこで、短期的にはコロナ禍等で疲弊している中小企業を元気づける実効性のある対策、中長期的には財政健全化等に向けた対策を求める。

1 税・財政改革

(1) 財政健全化に向けて

令和 5 年度の一般会計予算は、防衛力の抜本的強化やこども・子育て支援策等を主な柱に据え、過去最大（当初予算）の 114.3 兆円となった。

歳入のうち公債金は 35.6 兆円、令和 4 年度末の国債残高は 1,068.0 兆円と非常に厳しい財政状況となっている。

政府は令和 3 年 6 月 18 日の閣議決定において「財政健全化の旗を降ろすことなく『経済財政運営と改革の基本方針 2021』等における 2025 年度のプライマリーバランスの黒字化目標等の達成に向けて、歳出・歳入両面の改革をしつ

かりと進めていく。」としていた。しかし、令和 5 年 6 月 7 日に示された「経済財政運営と改革の基本方針（案）」では、前年に続き 2025 年度としていたプライマリーバランスの黒字化目標年度の明示はなかった。

与党内においてプライマリーバランスの黒字化目標の「凍結」を求める意見もあるなど、財政問題の先送り感が否めない。

イ 過去を振り返ると、平成 2 年度予算において特例公債の発行から一時的に脱却できたものの、阪神・淡路大震災への対応等により、平成 6 年度以降、特例公債の発行が復活し、現在まで続いている。

政府は、平成 14 年度に、財政健全化目標を「特例公債脱却」から「国・地方を合わせたプライマリーバランスの黒字化」に転換し、当初は「2010 年代初頭に黒字化させることを目指す。」とした基本方針が閣議決定された。

しかしながら、その基本方針はその都度変更され、当初黒字化を目指す 2010 年代初頭から 10 年以上を経過している。

その間、平成 20 年のリーマンショック、平成 23 年の東日本大震災などがあったものの、今後到来する「2025 年問題」等も考えると、財政健全化はこれまでのように先延ばしできない問題と考える。

財政健全化に向けて危機感を持って対応すべきである。

ロ 令和 5 年度予算編成の基本方針（令和 4 年 12 月 2 日閣議決定）では「骨太方針 2022 を踏まえ、新経済・財政再生計画の改革工程表を策定し、EBPM（証拠に基づく政策）やPDCAの取組を推進し、効果的・効率的な支出を徹底する。」としているが、絵に描いた餅となることを危惧する。

効果的な方策、期限のある具体的な目標を策定し実施、進ちょく・達成状況をきめ細かく検証し、国民に向けて分かりやすく説明すること確実に実行するよう強く望む。

（２）社会保障制度に対する基本的な考え方

イ 持続可能な社会保障制度の確立

租税の原則のひとつである「公平」は、社会保障制度についても同様に求められる。

選挙権を行使する割合の高い老年層等に偏ることなく、もの言わぬ若年層にも目を向け、すべての世代が安心感と納得感の得られる「全世代型」の社会保障制度の確立が望まれる。

財源等は限りがあるため、改革には痛みを伴う場合もあるものと思料する。

しかし、私利私欲のない信頼性のおける議員が、大所高所から将来を見据えて強い意思を持ち改革を進めるのであれば、国民は痛みを受け入れることができるものとする。

（イ）昨年の 11 月から 12 月にかけて岡山県連に寄せられた意見では「給付水

準をある程度引き下げ、現行の負担を維持する」としたものが34%（一昨年より2ポイント増加）、「現行の給付水準を保つため、ある程度の負担の増加はやむを得ない」としたものが33%（一昨年より5ポイント減少）となっている。

一昨年より「ある程度の負担の増加はやむを得ない」としたものが5ポイント減少したものの3分の1は占めている。

そこで、国民に対し十分な説明を行った上で、「中福祉・低負担」から「中福祉・中負担」への移行を速やかに行うよう求める。

（ロ）健康保険料限度額の制度は、超高額所得者層の負担割合を低くしていることから、限度額の引き上げを求める。

（ハ）社会保険料、労働保険料との徴収一体化を実現するなどし、適正かつ効率的な保険料徴収事務の執行を求める。

（二）年金について、次の点の改善等を求める。

- a 支給限度額の報酬月額から不動産所得等合計所得金額への変更
- b 現役世代より高収入な者の年金額の抑制
- c 保険制度、年金制度における世代間格差（社会保障の厚さの違い）の検証及び不公平感の払拭
- d 受給しても普通の生活ができないような国民年金の制度をほかの年金制度と統一するなどした、広く公平な年金制度に向けた改革
- e 人口動態・家族のあり方等社会構造が変化している中での第3号被保険者（制度）の検証

（ホ）現制度をベースにした小手先の改正だけでは早期に限界が来ると思料される。そこで、ベーシックインカム導入の検討を求める。

ロ 企業の保険料負担のあり方

社会保険料等の企業の過度の負担は企業活動を害することから、十分な配慮を求める。

（3）行政改革の徹底

昨年、岡山県連は税制改正等についての意見を広く求め、約2500件の意見が寄せられた。その中には「議員」に関するコメント（意見等）が120件あり、その多くがスリム化・透明性・信頼性を求めるものであった。

財政健全化や社会保障制度改革などは、国民に一定程度の痛み（負担）を強いることになるものと思料する。

国民の理解を得るためには、まずは聖域のない行政改革が不可欠であり、「まず隗より始めよ」の精神で対応し、国民の理解と信頼を得ることが第一である。

イ 国及び地方とも、議員定数、歳費・報酬等を削減するとともに、政務活動費等の透明性の確保について早急な対応を求める。

ロ Chat GPTなどAIの活用を促進し行政効率を高め人員を削減するなど、スリム化に危機感をもった取り組みを求める。

ハ 昨今のマイナンバーに関する報道をみると、政府の各機関の横連携は機能しておらず、デジタル庁はデジタル社会の実現に関する司令塔という使命を果たしているのか疑問が沸く。デジタル庁をはじめ各機関は危機意識を持って対応することを求める。

ニ 特別会計や公務員制度について不断の見直しを求める。

ホ 無駄使いを無くすため、予算策定時のみでなく執行時においても、国民目線にたったタイムリーなチェック体制を確立し、随時、説明責任を果たすことを求める。

また、行政サービスの外注化等、民間でできる事務は民間にシフトすることを求める。

(4) 税制及び手続きの簡素化等

租税の3原則は「公平・中立・簡素」と言われている。

消費税をはじめ、あらゆる税制は年々複雑化している。税制のしくみをできるだけ簡素なものとし、理解しやすいものとすべきである。

「複雑化」は中小企業にとって事務負担の増大にも繋がり、企業活動を阻害する要因になることから、税制改正等にあたっては理想のみを追求するのではなく、「簡素化」も十分考慮すべきである。

(5) マイナンバー制度

政府は、マイナンバー制度は行政を効率化し、国民の利便性を高め、公正・公平な社会を実現する社会基盤と位置付けている。

マイナポイントというインセンティブの付与等によりマイナンバーカードの交付率は令和5年5月1日現在、全国69.8%（前年同月44.0%）、岡山県70.9%（前年同月43.1%）と向上した。

しかし、ここに来て、①公金受取口座に親族等の登録が行われたケース（約13万件）、②マイナンバーカードによるコンビニの証明書の誤交付、③健康保険証との誤った紐付け等、マイナンバー制度の信頼性を欠く事例が多数報告されている。

利便性の向上はマイナンバー制度の導入目的から当然のことであるが、前提にあるのは安全・安心である。

イ 信頼性の確保

昨今の不適切な案件はシステム上の問題と人為的ミスとがある。

プライバシー保護に十分留意した運用（二重三重のチェック等）のほか、十二分なセキュリティ対策及び人為的ミスの発生防止対策を講じること。

ロ 利便性の向上

今後、運転免許証との一体化や証券口座開設など民間のオンラインサービスでの使用などが計画されているが、一層の利便性の向上を図ること。

ハ デジタル難民への対応

現在、スマホ所有率（15～79 歳）は 9 割を超えていると言われているが、「スマホ所有者」＝「デジタル精通者」ではない。高齢者の多くはデジタル難民に区分される者も多いことから、マイナンバー制度の運用に当たっては、これらの者に対して十分配慮すること。

2 経済活性化と中小企業対策

中小法人（資本金 1 億円以下）については、軽減税率や各種の政策税制（例えば、中小企業投資促進税制）が適用されるほか、欠損金繰越控除の控除限度、特定同族会社の留保金課税、法人事業税の外形標準課税をはじめとする多くの制度において大法人と異なる扱いが認められている。

中小企業の範囲の見直しをする場合は予見可能性を充分考慮の上、財政基盤の弱い中小法人の税負担が増えることのないよう十分な配慮を求める。

また、経済活性化に資する措置や中小企業の設備投資等に対する支援措置を求める。

（１）中小企業の活性化に資する税制措置

法人税法はもとより地方税法の改正・見直しを強く求める。（具体的な要望は、下記の「Ⅱ 各論」の「１ 法人税関係」及び「５ 地方税関係」を参照）

（２）事業承継税制の拡充

令和 4 年度税制改正大綱によると、平成 30 年 1 月から 10 年間の特例措置について、「日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるため事業承継を集中的に進めるための時限措置としていることを踏まえ、令和 9 年 12 月末までの適用期限については今後とも延長を行わない。」とコメントしている。

経産省中小企業庁が作成した「平成 30 年度税制改正要望事項」をみると、「今後 5 年間で 30 万人以上の経営者が 70 歳（平均引退年齢）に達するにも関

わらず、半数以上が事業承継の準備を追えていない。」「現状を放置すると中小企業の廃業の増加により地域経済に深刻な打撃を与える恐れ。」があると記載されている。

また、昨今の民間調査会社による調査によると、後継者不在率は改善傾向にある。一方、休廃業・解散件数は増加傾向にあり、休廃業の約 6 割は黒字企業、廃業予定企業の廃業理由の約 3 割が後継者難という内容が報告がされている。

イ 特例措置の本則化等

事業を円滑に世代交代させるためには、当事者にとっては最適なタイミングを考慮する必要がある。

そのため、特例措置の適用期限を撤廃し本則化することを求める。

同制度の全国の申請件数をみると、これまで 400 件程度であったものが、特例措置の導入後は 3000 件程度と大幅に増加している。

しかし、経産省が試算していた件数にはほど遠いものと思料する。そのため、本則化が困難である場合には、適用期限の大幅な延長を求める。

ロ 現行制度（特例措置）の拡充等

（イ）平成 30 年度の改正においては、それ以前に事業承継税制を適用したものは平成 30 年度の改正を適用できないとされたが、納税者に有利な改正事項は納税者の選択により適用できるよう手当てをしていただきたい。

（ロ）個人事業主に関しては特定事業用資産の相続・贈与の納税猶予制度が創設されたが、法人であっても中小零細企業の場合、個人所有の不動産を事業の用に供していることが多く、個人事業主同様に軽減措置を設けていただきたい。

（ハ）代表取締役の債務免除を簡素化すべきである。

（ニ）後継者の役員就任要件を撤廃すべきである。

ハ 非上場株式の納税猶予制度等の見直し

（イ）非上場株式の納税猶予制度は、相当高額評価でないと効果は薄く、納税猶予でなく、非上場株式等の事業用財産の相続税の免除あるいは軽減する制度とすべきである。

（ロ）中小企業の株式は、M & A 等売買が確定した場合のみ価値を見出し、課税を行うことが望ましい。未実現の利益や資産価値に課税を行うことは企業の継続力を弱め、雇用継続を困難にするため、評価方法を見直すべきである。

3 地方のあり方

(1) 行財政の効率化

イ 事務処理の効率化等による住民サービスの向上

地方財政・行政の効率化のためには、県、市町村が統一的に行政改革を推進することが必須である。

A I、ロボットなどの技術を積極的に活用、デジタル化を推進し、事務処理を効率化するとともに住民の利便性の向上を図り、併せて、効率化された事務量を、地域活性化のための企画立案、住民への直接サービスなどにシフトすべきである。

ロ 民間の効果的活動

可能な限り民間企業へ運営や各種事務等をシフトさせ、合理化や効率化を一層推進させるべきである。

ハ 地方自治の強化

国と地方の役割分担の明確化と地方への権限移譲を進め、併せて、地方交付税で国が地方をコントロールするというシステムを見直し、自立できる地方自治の制度化を図るべきである。

(2) 地方創生

国立社会保障・人口問題研究所が行った「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）によると、2015年（平成27年）の人口を100とした場合、岡山県の人口は2045年には84.3（全国：83.7）になるとの推計されている。これは約30万人減少するというものである。

また、市町村別にみると、2045年に60を切っている市町村の数は6市3町という結果となっている。

これらのことから、それぞれの地域が持続可能な社会を創生するためには、まずは人口減少に歯止めをかけることが重要であると考ええる。

イ 地方創生関係税制の改正等

(イ) 地方拠点強化税制については、近畿圏中心部や中部圏中心部が準地方活力向上地域とされ移転型事業の対象地域となったが、かえって準地方活力向上地域等への労働人口の流出が懸念される。平成30年度改正については雇用創出数の数合わせに過ぎないので、真の地方創生となる改正を求める。

(ロ) 地域の雇用創出に対して積極的に取組む企業への税額控除等の優遇税制の創設を求める

(ハ) すみやかな執行を可能とするための特区を認め、大幅な規制緩和を求める。

□ 補助金等支援の拡充

(イ) 大企業に対する地方への本社機能の一部移転に対して、強力な支援策を求める。

(ロ) サテライトオフィス、事業者のワーケーション推進やリモートワーカー受入等への取組支援・助成金の拡充を求める。

(ハ) 国産化や生産拠点の国内回帰、地方立地支援等、国内投資促進事業補助金の更なる拡充を求める。

Ⅱ 各 論

1 法人税関係

(1) 法人税基本税率等の引き下げ

イ 基本税率

租税特別措置法の整理合理化による課税ベースの拡大を考慮しつつ、地方税の負担軽減と合わせて、引き下げを行うよう求める。

ロ 軽減税率

不況下での中小企業は安定的に利益を計上することは困難である。

そこで、経営基盤の弱い中小法人に対する税の負担を軽減するため、中小企業の課税所得 800 万円以下の部分の軽減税率を引き下げるとともに、適用課税所得を 800 万円から 1,600 万円程度まで引き上げることを求める。

(2) 役員給与等規定の見直し

イ 役員給与の損金不算入規定

役員給与は損金算入される項目が 3 項目に限定列挙されている。

そもそも役員給与は職務執行の対価であり、会社法上も会計基準でも費用であるものを法人税法が特定のもの以外は給与として認めないということは立法に問題がある。

そこで、役員給与は原則損金算入し、損金不算入となる役員給与があればそれを限定列挙するよう、早急な見直しを求める。

ロ 業績連動給与の適用法人

業績連動給与は、同族会社に該当しない法人、すなわち大企業の恩典となっており、中小零細企業との公平性を欠いている。

そこで、企業に自主性をもたせるため、同族会社にも利用できるよう要件の緩和を求める。

(3) 交際費課税制度の廃止

交際費課税は、昭和 29 年に法人の交際費等の濫費を抑制し、資本蓄積を促進し資本構成の是正を図ることを目的として創設された。その創設にあたっては、当初は法人税法の本法としての立法が図られたが不成立、3 年の臨時の措置として措置法として成立した。その後、約 70 年にわたり数次の改正により現在に至っている。

そもそも法人が支出した交際費は損金であり、また、「社用族」という言葉が流行っていた制度導入当初と現下の経済情勢は大きく相違する。

そこで、当初の導入目的より著しくかけ離れている交際費課税は、景気回復のためにも廃止を求める。

(4) 退職給与引当金制度の復活

平成 15 年 3 月 31 日以後終了する事業年度から、退職給与引当金制度が廃止された。退職給与引当金は元来負債性引当金であるので、健全な企業経営の観点から復活を求める。

(5) 少額減価償却資産の取得価額限度額等

イ 少額減価償却資産の取得価額基準の見直し

現在の損金算入制度における取得価額基準は 10 万円未満とされ、20 万円未満の減価償却資産には一括償却資産制度がある。さらに一定の中小法人に対しては、年間の損金算入金額の上限を 300 万円として取得価額 30 万円未満の減価償却資産につき取得時に全額損金算入することが認められている。

少額減価償却資産の取得価額基準を 30 万円未満とし、制度の簡素化を求める。

ロ 減価償却計算の簡素化

平成 19 年改正により残存価額と減価償却限度額の廃止と 250%定率法が導入され、その後 200%定率法に改正された。計算が大変複雑となっているため簡素化を求める。

2 消費税関係

税制改革における租税原則は、①負担の公平、②経済への中立、③制度の簡素、そして近年は①から③に加え④国際的整合性が含まれる。

消費税導入前の政府税制調査会においてもこの議論がされ、併せて、間接税改革の検討基準に「納税者、税務関係者の事務負担に配慮したものであること。」も含まれている。

(1) インボイス制度の導入延期

インボイス制度が導入された場合、事業者の事務負担は大きく増加し、免税事業はインボイスを発行することができないため経済取引から排除されるこ

となり、また、若い世代の起業意欲も削ぐことにもなりかねないため、現時点では導入すべきではない。

昭和 63 年 6 月の税制改革についての答申において、「導入に当たって『自己記録による方法』を選択することは容認できるが、今後の消費税の定着とともに、将来は『税額別記の書類』（仕入れに含まれる税額が個々に明らかにされるなど）より控除する方法にしていくことが望ましい。」とコメントされている。

消費税が導入されて本年で 35 年。「今がその時か」と言えばノーである。

インボイス制度の導入は、多くの事業者に多大なる事務負担を負わせる。

多くの中小企業は 3 年以上にわたるコロナ禍、そして物価高騰等により体力が削がれていること等からインボイス制度の導入延期を求める。

（２）軽減税率の廃止

制度の簡素化、経済活動への中立性を確保する観点から、現在の税率では複数税率を設ける意義は小さい。

現在、軽減税率が導入されているが単一税率にすべきである。

（３）非課税取引の見直し

非課税取引は、一般に①消費税としての性格上課税対象とすることになじみにくいもの、②社会政策等の特別の政策的配慮に基づくものに大別できる。

社会政策的配慮に基づき設けられた非課税取引は、逆に不公平感を生じさせるため見直しを求める。

（４）簡易課税制度の存続

小規模事業者の事務負担軽減のため、簡易課税制度は今後も継続すべきである。

（５）免税制度のあり方

免税事業者の位置付けを変更しすべてを課税事業者とした中で、課税売上が 1 千万円未満となった年度は申告不要を選択できる制度にすべきと考える。

3 所得税関係

（１）所得税のあり方

給与所得者のうち令和 3 年において源泉徴収により所得税を納付している者は約 4,500 万人、また、令和 3 年分の申告所得税の確定申告人員は約 2,300 万人に上ることからみても、所得税は国民生活に最も密着し、国民の関心が高い租税と言える。

そのため、所得税は租税負担の公平性ととともに、制度の簡素性に十分配慮すべきである。

（２）各種所得控除の整理・見直し等

イ 人的控除・基礎控除

整理合理化し、更なる定額控除の引き上げを求める。

特に子供の教育費等が最も多く必要とされる年齢層の諸控除に配慮した定額控除と、共働き世帯への課税上の不公平を無くし女性の社会進出を妨げない体系を作るべきである。

（イ）配偶者控除などの所得控除の計算が複雑であり、簡素化する。

（ロ）基礎（定額）控除を大幅に増加させる。

ロ 各保険料控除

生命保険料・地震保険料控除については控除額が比較的低額なこと及び加入者が個別的でなくなっていることから、人的控除額の引き上げに振り替えての廃止を求める。

（３）青色申告者純損失の繰越控除期間の延長

青色申告者の繰越控除期間は３年とされているが、事業そのものは法人・個人を問わず同様であり、帳簿等も整備されており実態として小規模の法人と何ら異ならない。

そのため、法人と同様に純損失の繰越控除期間を 10 年間に延長させることを求める。

（４）土地・建物等の譲渡損失の損益通算の復活

土地・建物等の譲渡損失と他の所得との損益通算制度は、平成 16 年度の税制改正で廃止された。

損益通算は税負担能力を測り、担税力に即した課税を行う上で欠かせない制度である。

この損益通算の廃止は、担税力を失った部分に対する課税であり、公平・応能負担の原則からも不合理である。なお、青色申告者と白色申告者の取り扱いを同一とするため、白色申告者においても、純損失の繰越控除対象に繰り入れるべきである。

（５）青色申告特別控除の規定見直し

青色申告特別控除を従前の規定に戻し、電子申告等に係る規定の削除を求める。

令和 2 年分所得税の確定申告から、青色申告特別控除額が 65 万円から 55 万円に引き下げられ、確定申告書の提出期限までに電子申告により確定申告書及び貸借対照表、損益計算書を提出した場合等は 65 万円となった。

青色申告特別控除が創設された経緯は租税行政に対する納税者の協力を確

保し、自主的な申告水準を高めるためであり、電子申告等をしなかった納税者は控除額を 10 万円引下げることの理由にはならない。

(6) 年末調整制度の廃止

給与支払者は本来の納税義務者ではないが納付する義務を負っており、過度な経済的負担、事務的負担を負っている。

働き方の多様化、年末調整の複雑化、また、プライバシーの問題もあり、給与支払者の責任及び負担は益々増大しているため、年末調整の廃止を求める。

4 資産税関係

(1) 相続税関係

イ 相続税の税率等の見直し

平成 25 年度改正で、相続税の基礎控除の引き下げ、最高税率の引き上げが行われた。

我が国の相続税は外国に比べ高いと言われている。

そのような中、相続税の更なる課税強化は行うべきではなく、今後の経済状況、物価の動向等に応じた見直しを求める。

ロ 相続税の債務控除の見直し

相続税の債務控除に、相続開始後 5 年以内に発生した保証債務の履行で、求償権の行使ができない場合を加えることを求める。

相続開始後に被相続人の保証債務の履行が求められ、その求償権の履行ができない場合には、明らかに相続財産の減額があったのであるから、相続開始後 5 年以内に発生した保証債務の履行に伴う相続財産の減額は債務控除の対象とし、更正請求の特則の適用を受けられるようにすべきである。

ハ 死亡保険金の非課税限度額の引き上げ

平成 25 年度改正で相続税の基礎控除が引き下げられ、新たに相続税が課税される者が増加している。

そのため、遺族の生活保障となる生命保険金の非課税限度額の引き上げを求める。

ニ 居住用財産の評価方法等の適正化

固定資産税の評価方法の適正化等により、最低限の居住用財産に対する評価の引き下げを求める。

ホ マイナンバーを活用した手続きのオンライン化

マイナンバーを活用した戸籍謄本一括取り寄せ等、手続きの一層のオンラ

イン化を求める。

5 地方税関係

(1) 地方税と国税との統一化

個人住民税と所得税の各種所得控除の種類・金額について、所得税と住民税で異なることから多くの納税者が苦慮しているため、簡素化の観点から同一とすべきである。

(2) 法人事業税・法人住民税の見直し

イギリス、フランスでは、地方税としての法人課税はなく、アメリカでも地方法人税の比重が低い。投票権のない企業に過重な負担を強いており、地方法人税の軽減を図るべきである。

(3) 法人事業税の外形標準課税

イ 中小法人への導入反対

法人実効税率の引き下げの代替財源の一つとして外形標準課税の拡大適用が検討されているが、地方自治体における税の執行問題や雇用の安定の観点から担税力の乏しい中小法人（資本金 1 億円未満）に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

ロ 外形標準課税制度の廃止

外形標準課税は付加価値割（報酬給与額等）と資本割で構成され、人件費課税の側面を有しており、赤字法人にも負担を求める制度である。

対象法人（資本金 1 億円以上）は雇用面など地域社会に貢献しているにもかかわらず、赤字法人や人件費の多い法人に過重な負担を強いる制度は廃止すべきである。

(4) 事業所税の廃止

昭和 50 年に新設された人口 30 万人以上の都市に適用されている事業所税は、従来からある固定資産税及び都市計画税と二重に課せられており、このような事業所税は廃止すべきである。

(5) 固定資産税の見直し

景気の影響を受けない固定資産税は、行政からみれば「もっとも課税しやすい税」である反面、納税者には負担感が大きい。また地方では、負動産と呼ばれる不動産も増加している。

そのため、次のような抜本的な見直しを求める。

イ 評価方法等の適正化

固定資産税の適正化、公平化を実現するには、固定資産税の評価方法の適正化が必要である。

利用価値のない土地については収益還元価格での評価を検討すべきである。

また、家屋については時価と評価額の乖離が大きいものも見受けられ、経年原点補正率等評価方法を見直すべきである。

ロ 居住用財産の課税軽減

少額資産保有者、最低限の居住用財産に対して固定資産税を軽減すべきである。

ハ 償却資産の非課税化

企業の設備投資意欲を増大等させるために、償却資産に係る固定資産税は廃止すべきである。特に、少額減価償却資産（30万円未満）は固定資産税の対象から除外すべきである。

ニ 更地化推進の税措置

固定資産税は、家屋のある場合は軽減税率があり、更地にすると適用されず高くなる。そもそも利用価値がある土地であれば更地とし、利活用を図る。土地の評価方法の是正も必要であるが、更地等にした場合の税制での優遇措置を講じるべきである。

ホ 固定資産税の納付等

共有の土地等に係る固定資産税の納税義務者は所有者全員（連帯納税義務）となり、共有資産代表者が納付手続等を行うこととなっている。

これは徴税コストの削減等には有効であると考えるが、利用価値の認められない土地の相続における未登記の一因になっているものとする。

共有名義の資産について、所有者各人持ち分に対しての固定資産税額を明確にし、持ち分に応じた納付を原則とするよう見直すべきである。

6 他税目関係

（１）印紙税の見直し

近年の取引契約の電子化拡大等を踏まえ、印紙税のあり方を抜本的に見直すべきである。

（２）酒税等の二重課税の解消

昨年の 11 月から 12 月にかけて岡山県連にガソリン等に対する二重課税の是正を求める意見が多く寄せられた。

現行において、酒税、タバコ税、揮発油税などは、メーカーを納税義務者とし、「税が販売価格を構成する」として消費税が課税され、一方、入湯税、ゴルフ場利用税、軽油引取税などは、消費者を納税義務者とし、立替金等の科目で経理するなど明確に区分している場合は、消費税が課税されないこととなっている。

この酒税、タバコ税、揮発油税などの消費税の課税は所謂二重課税とも言えるため、早急に消費者が納得いく課税方式に改めることを求める。

Ⅲ その他

1 震災復興

(1) 被災地の早期復興

東北及び熊本県を中心とした復興が進まない中、毎年のように日本各地において豪雨が発生し甚大な被害を及ぼしている。また、地震も発生している。

復旧復興を計画的かつ確実に実行するとともに、全国的に予防措置を講ずるとともに、広域的な災害支援措置を確立すべきである。

(2) 税制面での対応

震災地の収用等によって相続税納税猶予ができなくなることなど、被災者目線の制度を考えなければ、今後起こりうる災害に対し現行税制は無力である。

復興特区税制適用地域を限定し、必要かつ有効な措置を集中的に講じるべきである。

2 デジタル化への対応

経済社会のデジタル化、ICT化等が進展する中、納税者が簡便かつ正確に税務手続きを行うことができるよう利便性を高めるとともに、社会全体のコスト削減や企業の生産性向上を図る観点から、企業の負担にも十分配慮しつつ電子化を積極的に進めるよう求める。

3 環境問題に対する税制上の対応

環境問題は「地域の環境問題」と「地球環境問題」に大別できる。

「地域の環境問題」としては、「大気汚染」、「水質汚濁」、「土壌汚染」、「地盤沈下」、「ヒートアイランド現象」、「化学物質の問題」、「廃棄物の問題」等が挙げられる。

また、「地球環境問題」としては、「地球温暖化」、「海洋汚染」そして「生物多様性」などが挙げられる。

特定の地域で顕著になっている環境問題、所謂「地域の環境問題」が地球の広範囲にわたって起きているものが「地球環境問題」と言える。

このことは、ひとり一人の行動が、また、各企業の取り組みが「地域の環境」を変え、ひいては「地球環境」を変えることになる。

そのため、環境問題に積極的に取り組む企業に対して、税制上の優遇措置を講ずるべきである。

4 租税教育等

「納税の義務」は「教育の義務」、「勤労の義務」と並び国民の三大義務の一つとされている。

そのため、あらゆる機会を捉えて納税者意識の高揚を図る必要がある。

(1) 学校の租税教育

学校教育の現場での租税教育を一層推進すべきである。

また、選挙権が18歳となったことから小中学校の租税教育の内容の充実とともに、高校・大学等での租税教育を実施する必要がある。政治に関心を持ち、投票による政治への参加意識を持たせるためにも、高校入試に税の問題を取り入れるなど、少なくとも中学、高校では正規の科目として時間を確保すべきである。

(2) 社会人に対する取り組み

(株)日本総合研究所が昨年行った30歳未満の政治意識調査によると、

①参議院選挙に投票するとした人は5割強、投票しない理由としては関心がない・面倒など

②政策立案側は若い世代の声を聴くべきと過半数の者が感じており、また、半数近くの者が国政に民意が反映されていないと感じているなどであった。

これらのことから、まずは社会人も政治や税について関心を持つことが重要と考える。

そのため、機会をとらえて社会人に対する主権者教育、そして租税教育を実施していく必要がある。